

新旧対照表

浦安市公衆衛生事業補助金交付要綱（令和元年告示第47号）の一部改正

（下線の部分が改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（補助対象経費）</p> <p>第3条 補助対象経費は、<u>人件費、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、光熱水費、手数料、通信運搬費、保険料、委託料、使用料及び賃借料</u>、備品購入費その他市長が必要と認める経費とする。</p> <p>附 則</p> <p><u>この告示は、公示の日から施行する。</u></p>	<p>（補助対象経費）</p> <p>第3条 補助対象経費は、報償費、旅費、消耗品費、印刷製本費、手数料、通信運搬費、委託料、備品購入費その他市長が必要と認める経費とする。</p>